

一関藩領における米・塩をめぐる問題 — 買米制度・塩専売制度を中心にして —

李 東 彦

はじめに

- 1 買米制度に関する諸見解
 - 2 一関藩領狐禅寺村における買米制度の展開
 - 2.1 買米の全般的動向
 - 2.2 村での具体的状況
 - 2.3 買米値段の決定とその性格
 - 3 塩をめぐる問題
 - 3.1 一関およびその周辺における塩の流通
 - 3.2 農村部の具体的な割付実態
- おわりに

はじめに

近世の日本、とくに農村社会において農民は農業生産などに従事し、主として現物の米などを年貢として領主に納入する米納年貢制を原則とする社会であった。この米納年貢制は、できうる限り農村社会を自給自足の経済状態に保つことを考慮したシステムであった。また同時に領主層にとっては、支配している領域から収取した年貢米など現物を有利に売却し換金する市場を必要とするシステムでもあった。そこで、領主支配を維持していくためには、可能なかぎり個々の農民をこの市場から遠ざけておく必要があった。

こうした状況も18世紀の中頃には、まず先進的な畿内農村において、綿などの有利な換金作物を積極的に栽培し市場に向けて販売していく商業的農業の広

範な展開によって、農民自らが直接・間接に貨幣を獲得する機会をもつようになり、農村社会に広範に商品・貨幣経済が浸透し、その結果農村の社会構造を大きく変える要因になった。農村への貨幣の浸透は、この点から見ても極めて重要である。

本稿では、農村への商品・貨幣経済の進展が比較的遅れていたと思われる東北地方の内陸部に位置する小藩一閥藩領を対象にして、同藩における米・塩をめぐる問題を、米については同藩が採用した買米制度を中心に、また塩についてはその専売制度との関連を検討してみたい。買米制度とは後に詳細にみるように領主側から農村へ貨幣を供給する事になる制度であり、また塩の専売制度は領主側からの塩の供給に対して農村から代金の形で貨幣を回収する制度である。どちらの制度もその実施によって、農村へ貨幣が出入りすることになる。

そこで、こうした米・塩をめぐる制度の実施が村及び個々の農民にとっていかなる意味を持ったのかを一閥藩領のなかでも、主として狐禅寺村およびその周辺地域を対象に具体的に検討してみたい。

1 買米制度に関する諸見解

本稿で対象とする一閥藩は、東北最大の雄藩である仙台藩から枝分かれした支藩であり、その支配制度の多くは本藩である仙台藩と類似しており、買米制度や塩の専売制度も仙台藩によって実施されたものと同様であったと思われる。これまで、仙台藩によって実施された買米制度については、平重道はじめ多くの人々によって検討されてきた。

それらによると、買米制度とは、年貢として個々の農民が現物納した米以外に、余った農民の作徳米を、春先に農民に金が前渡しされ、秋に現米で地相場よりもやや高値に返済させ、その米を江戸に回送して利益を得るという米穀の買上・専売制度で、終始仙台藩の財源を構成する重要な仕法であったが、藩財政の困窮にともなって藩政初期の恩恵的な意味を失い、前渡し金に対して現金買い、自由供出制に対して強制割割制、地相場より高い買値に対して地相場以

下の買値といった収奪的性格をもつものになったとされている¹⁾。

また、「仙台市史」によると、寛政年間以降の農村における買米の実態は、村によって買米金を門割り（個人割り）と所有している田畑の評価に応じて配分する持高割りの2本立てで割り付けている村もあれば、持高のみを基準にする村も存在したので、村によってその事情にあわせた買米負担方式があったとされている²⁾。

このように従来の買米制度についての研究は、主として藩財政全体に大きな影響を与えた重要な制度として位置づけられた結果、藩レベルでの研究が多く農村レベルまで下がって実態を検討したものはそれほど多くない。領主によって制定された制度が実際にどのような意味をもっていたのかということを検討するには、村レベルでの実態把握に加え、村内の農民個々人のレベルにまで下って考察する必要がある。

本稿では現在岩手県一関市に属している旧狐禅寺村を対象にしている。狐禅寺村に関する史料はすべて同地在住の小野寺卓哉家所蔵の文書で、立命館大学産業社会学部高木正朗教授によってデジタル化されたものを使用している。この史料によって、村レベルから個々の農民レベルまで範囲を広げて買米制度がどのように実施され、またこの制度が村や個人に対してどのような影響を与えたか検討したい。

2 一関藩領狐禅寺村における買米制度の展開

2.1 買米の全般的動向

ここでは一関藩領の狐禅寺村を事例に、米をめぐる問題を主として買米制度を中心に検討する。狐禅寺村には主として18世紀末から19世紀すなわち寛政期後半から天保期初めまでの時期について買米制度に関する史料が残存している。

表1によってまず全般的な状況を見てみると、狐禅寺村では寛政～文政期の

表1. 狐禅寺村の買米金・買米高(金1切=1/4両)

年次	買米金(切)	買米高(石)
寛政 8 (1796)	132	56.57
寛政 9 (1797)	138	62.1
寛政10(1798)	138	60.996
寛政11(1799)	138	60.996
寛政12(1800)	138	67.62
寛政13(1801)	138	64.446
享和 2 (1802)	46	19.78
文化元(1804)	138	81.42
文化 2 (1805)	138	80.04
文化 3 (1806)	138	80.04
文政10(1813)	69	n.a.
文政13(1816)	138	197俵
天保 3 (1832)	69	37.26
天保 6 (1835)	69	27.71

うち災害を受けなかった平常年においては、金132～138切(金1切=金1分)の貨幣が御振金あるいは御買石御元金・御買石御本金などその時々で名称(以下では、この名称を買米金と記すことにする)は様々であるが、領主から狐禅寺村の肝入へ、そして肝入から組頭を通じて個々の農民に配分され、その金額に応じた米をその時々で領主によって提示された相場で換算され納めている。

表に明らかなように狐禅寺村においては、少ない年で買米高は56石余り、多い年では81石余りであった。また、享和2年や天保期のような災害を被ったり凶作であった時期には、平常年の3分の1あるいは2分の1の金額の配分で、買米高も20石弱から37石余りであった。

このように金額に大きな変化が見られないのに買米高が大きく異なったのは、その時々で決められた買米相場が変動したためである。すなわち同じ金138切に対して、寛政期には60石台の米を調達すれば済んだものも、米価が江戸時代において最低水準になった文化・文政期には80石余の米が必要となった。

2.2 村での具体的状況

こうした全般的な動向に対し、狐禅寺村内部で買米制度が具体的にどのような実施されたか見ることにしたい。そこで、まず村へどのようにして買米金が支給され、それを村内の個々の農民に対してどのように配分され、その金はその後どのように処分されていたか具体的にその実態を検討するために、史料が残存する最も早い時期の寛政期の状況から見ることにしよう。

史料1. 寛政拾年午ノ十一月

『寛政拾年分狐禅寺村御振金百三拾八切被相渡候ニ付御村中江高懸り割渡面付帳』

末尾；右之通寛政拾年午ノ十一月二十四日大肝入方より受取同二十五日ニ組頭方へ相渡候委細前書之通御座候以上（下線は筆者）

肝入 孫右衛門

午ノ十一月二十五日

史料2. 寛政拾壹年未ノ十一月

『西岩井狐禅寺村御振金割渡面付帳』

末尾；右之通十一年十一月十九日ニ大肝入方より右金請取同廿日与頭中寄合吟味之上村困窮身売之者共持高之内一字半高ト寄段々相除残高八拾貳メ六拾壹文江百三拾八切ヲ割候高壹メ文ニ金壹切六分八リ貳毛ニ相成前書之通り面割付申候処懸出有之ニ付小左衛門割付分三分相除銀兵衛割付分五分相除尤残金調ニ過ニ相成候ニ付肝入孫右衛門割付分より五分四リ相除依之肝入孫右衛門壹切受取外五分四リハ右取不足尤来春上納御直段之儀ハ御指図次第割付可申候委細前書之通り与頭方へ相渡壹組切為相渡可申候以上（下線は筆者）

肝入 孫右衛門

未ノ十一月廿日

史料1・史料2から明らかなように、寛政末期の買米金は概してその年の11月に、まず大肝入から貨幣を村の肝入が受け取り、それを村の組頭を集めて困窮者・身売者などを吟味した上で除外し、残りの農民に対して持高を基準にして割り付けている。また、個々の農民への買米金の割付に問題が起こった場合、肝入の負担分で調整をして処理していることがわかる。

こうして割り付けられた金額に応じた米を、個々の農民は翌年の2月頃に村の御蔵所へ上納している。そしてこの上納の手続きを狐禅寺村では、主に村内の組(年貢負担に関わる)単位で行っていた。当時の状況を示したのが、史料3と表2である。

史料3.『寛政七年分御振金被相渡候面付』

高六メ百弍拾八文 肝入与頭

七拾九メ弍百八拾九文 御役高

メ八拾五メ四百拾七文

内弍メ三百五拾五文 引

残高八拾三メ六拾弍文江割

御本金百三拾弍切

高壱メ文二壱切五分八厘九毛

(中略)

(末尾)

一金拾七切七分壱り七毛 十右衛門

拾八切相渡申候

内弍分八り三毛 太次衛門方へ相渡候 (下線は筆者)

金拾五切六分壱り八毛

一々拾四切弍分九毛 惣左衛門組

外壹切四分九毛 肝入引

貳分九毛代九百八十文渡ス

一々貳拾貳切四分貳リ壹毛 太次衛門

内貳拾貳切相渡候

外貳分八リ三毛 十右衛門組より取 (下線は筆者)

壹分三リ八毛

内壹分壹リ八毛 八郎右衛門組より取 (下線は筆者)

貳リ 九十四文肝入方より渡ス

一々拾五切壹分壹リ六毛 平之丞

内拾五切渡ス

壹分三リ六毛代五百四十五文渡ス

一々貳拾四切八分八リ貳毛 八郎右衛門

内貳拾五切渡ス

内壹分壹リ八毛 太次衛門組渡ス (下線は筆者)

一々十六切六分貳リ五毛 五郎兵衛

壹分貳リ五毛五百八十八文渡ス

一々拾九切六分貳リ壹毛 太郎作

内金拾九切五分相渡ス

外壹分貳リ壹毛代五百六十九文相渡

メ百三拾貳切也

内壹切四分九毛 肝入高へ割合引

残百三拾切五分九リ壹毛

御村方へ渡分壹組切 渡ス

何□分厘ハ四メ七百文相場ヲ以渡ス

(注・史料中の□は判読出来なかった箇所を示し、以下の史料中でも同じ)

表2. 寛政期狐禅寺村の買米金・買米高割付状況(各組別)

組名	十右衛門	太郎作	惣左衛門	太次右衛門	平兵衛	八郎右衛門	五郎兵衛
寛政7年御振金高	17.717	19.621	15.618	22.421	15.116	24.882	16.625
寛政7年御買米高	7.593	8.412	6.295	9.999	6.48	10.665	7.126
寛政8年御振金高	18.9	19.9	16.1	23.5	16.4	25.8	17.4
寛政8年御買米高	8.505	8.955	7.245	10.575	7.38	11.61	7.83
寛政9年御振金高	19.4	19.63	16.8	23.25	n.a.	24.63	18.11
寛政9年御買米高	8.578	8.698	7.424	10.279	7.148	10.884	8.005
寛政10年御振金高	18.8	19.4	16.1	23.6	15.8	26.4	17.9
寛政10年御買米高	8.311	8.573	7.119	10.429	6.983	11.671	7.91
寛政11年御振金高	19.2	19.7	16.5	23	15.4	25.6	18.6

(注、単位は御振金高が切・御買米高が石で表示)

まず組への買米金(ここでは、御振金と呼ばれている)の配分について、史料3からも明らかなようにそれぞれの組への金の配分はきわめて細かく分・厘・毛の単位まで計算されているが、切以下の端数については各組間で調整を行って、それぞれの組は切りの良い金額で配分されていることがわかる。

また組によっては、買米金を八郎右衛門組のように金24切余も配分される組もあれば、平兵衛組のように金15切余の組もあった。配分の多い組には、それだけ年貢以外に余剰米供出可能な田を相対的に多く所有する農民が多く、逆に配分の少なかった組にはそうした農民が少なかったのであろう。

村内では全世帯のうち、どれくらいの世帯に配分されていたかみってみると、表3に明らかなように、狐禅寺村では個々の世帯に対して金額には多少の差は見られるが、困窮などで免除された少数の世帯を除き大部分の世帯に買米金が配分されている。また、同じ年の年貢納入状況を示した他史料から判明する、現物の米を全く納めていない世帯へも買米金は配分されている。

このことは、買米金の配分が必ずしも村内で田を多く所有し、余剰米の存在が見込まれる者にのみ配分されたのではなく、米・大豆の現物納を負担しないか、もしくは負担できないような世帯へも買米金が配分されたことを示し、買米金の配分が農民の余剰米収取だけでなく、別の意味を持っていたのではな

表3. 狐禅寺村における割付世帯

	買米対象世帯数	買米本金(切)	買米高(石)
寛政8	151(11)	138(0.914)	62.1(0.411)
寛政10	146(17)	138(0.945)	60.99(0.418)
寛政11	146(n.a.)	138(0.945)	67.62(0.463)
享和2	147(15)	46(0.312)	19.78(0.135)
文化2	160(3)	138(0.863)	80.04(0.5)
文政10	163	69(0.423)	n.a.
天保3	164	69(0.421)	37.26(0.227)

() 困窮による免除世帯 () 1世帯当たり () 1世帯当たり

表4. 仙台藩領農村における割付世帯

		買米対象世帯	買米本金(切)	買米高(石)
月崎村	寛政4	18(34)	200(11.11)	104(5.78)
	文化5	19	176(9.26)	93.28(4.91)
高根村	寛政6	19(35)	261(13.74)	130.5(6.868)
	文化5	19	198(10.42)	106.53(5.61)

() 安永期の人頭数 () 1世帯当たり () 1世帯当たり

いかと思われる³⁾。

また、この時期には配分を受ける金額についても、少しずつ増加させた世帯もあれば、逆に減少させたり、全く配分されなくなった世帯も存在した。こうして個々の世帯レベルまで下って考察すると、領主によって上から与えられた政策に対して、うまく対応する農民も見られたのである。その意味で買米制度は、強制的に領主によって設定されたものであるが、個々の世帯に与えた影響には差が見られるのである。

一方、表4の仙台藩領の農村では、買米対象世帯は全世帯の半数余りで狐禅寺村とは大きく異なっている上に、個々の世帯に配分された1世帯当たりの金額も平均金11~13切と狐禅寺村の13倍以上であり、村の中では高額な配分金額に対応できる限られた世帯を対象とした制度であった。

狐禅寺村では、この寛政期の状況が文化期になると若干の変化が見られる。その変化とは、これまでの大肝入—村肝入—各組頭という形での買米金配分の方法が、文化期に入ると組頭の代表と思われるものが直接大肝入方へ出向いて

金を受け取る形になったことである。また、文政期に入ると以下の史料に示すように、買米の上納方法についても変化が見られる。

すなわち、寛政期と違って買米の納入時期が早まって全体の30パーセントは年内に納入しなければならなくなった。このことは、江戸時代において米価がもっとも低迷し最低水準になった時期であり、米価の動向に対してとった領主側の対応の現れではないかと考えられる。

史料4. 文政五年十二月

『御買石御本金御割付面付御証文』

末尾；右之通御買米御本金面付之通相渡申儀相違無御座候但し上納之儀者三分
通年内中上納被仰渡奉畏尤来春上納差□申候ハバ組合弁納之儀並三月
中ニ急度皆済之儀折入吟味仕候（以下省略）

	与頭	太郎作
文政五年十二月	〃	小右衛門
	〃	善九郎
	〃	政五郎
	〃	次左衛門
	〃	藏吉
	仮肝入	十右衛門

大肝入

佐々木新四郎殿

また天保期になると、買米金の配分方法が再び変化している。以下の史料に明らかなように、直接代官の屋敷や本陣で買米金を受け取るようになるとともに、史料5で明らかなように現物の貨幣ではなく、紙幣である札で受け取っている。このことは、この時期になると藩財政が行き詰まるとともに、買米制度

そのものの維持が困難になった現れで、中央市場での買米金に充当するための貨幣の調達が困難になり、そのため村への貨幣供給も厳しくなり、紙幣で代替せざるを得なかったのであろう。また、史料6によれば領主の困難はさらに増したようで、従来の年末の支給が不可能になり、翌年の2月に配分されている。

史料5. 天保三年辰ノ十二月

『御買穀御元金割渡覚帳』

末尾；七組メ

金六拾九切也

右之通御元金六拾九切十二月廿七日ニ御代官屋ニ而一字札ニ而被相渡受取同廿八日ニ与頭中寄合吟味之上□□相除高割相渡申候右札六十九枚之内拾枚金ニ直し五十九枚札ニ而相渡拾切金ニ而相渡申候以上（下線は筆者）

辰ノ

十二月廿八日

史料6. 天保五年十二月

『御買石御元金御割付面付証文』

末尾；メ金六拾九切也

右金天保六年二月四日御本陣守白土宮藏宅ニ而受取町宿永藏宅ニ而同夜中ニ与頭七組へ相渡其夜ニ帰村致候（下線は筆者）

2.3 買米値段の決定とその性格

既述の全般的な動向をみたときに示したように、買米制度の展開にとって買米相場がいくらになるかということは、それを負担する村・農民にとって最大の関心事である。そこで、狐禅寺村において買米値段がどのように提示され、

それがどのような影響を村・農民に与えたか、またこの買米値段の動向は領主にとってどのような意味をもったか見てみたい。

史料7. 寛政八年二月

『當御村去暮御振金被相渡候米割合取立帳』

末尾；金百三拾弍切也

但し拾表ニ付金拾切五分御直段（下線は筆者）

此御買米五拾六石五斗七升

（中略）

右之通拾表ニ付拾切五分御直段を以（下線は筆者）金百三拾弍切當村へ被相渡御振り金前書之通り割合取立申候条右金□江御売上米百弍拾五表トはし三斗弍升右□之□割合委細取立帳如斯ニ御座候以上

史料8. 寛政八年辰ノ十二月

『寛政八年分御振金百三拾八切被相渡候处御村中江高懸り割渡面付帳』

末尾；右之通去十一月御振金百三拾八切当村へ被相渡候处前書之通り委細割渡置申候所全ク御直段之義ハ御蔵入之御立相場より拾表ニ付金五分増之御買上ケ与被仰渡候所御蔵入御相場御直段壹切ニ付五斗之上納ニ被仰付候ニ付右様より壹表ニ付五り増ニ而ハ市中より大違ニ罷成候ニ付追々御直段増奉願候上御当地ニ而相決兼江戸表へ右願趣意被相達候上壹切ニ付米壹表□四斗五升之直段ニ被仰付百三十八切分此米百三拾八表上納為仕候所明細金割渡帳並米上納面割付共ニ弍冊致□体去冬右金ヲ壹組切渡方共ニ前書ニ御座候通り委細如此ニ御座候以上（下線は筆者）

狐禅寺村において買米値段は、仙台藩と同様にして領主から与えられるもの

であった。仙台藩の買米値段については、江戸期を通じて「初めは地相場より高く、中期には場合により時相場より低く買上げたこともあったが、それも1、2升の違いで、しかも前金渡しであったから農民の損失になることはなかった。しかるに享保の再興以後は藩も求利に急なるあまり買米価格を時相場より下直に立て、買米の御恵米的性格は消去された」と説明されている⁴⁾。

買米値段が大きく変動すれば、それだけ個々の農民に与える影響は大きくなる。当然、狐禅寺村においても買米値段がいくらに決定されるかについてはきわめて敏感に反応することになる。史料8に明らかなように、寛政8年には市中の相場と大きな食い違いが出たためその是正を願い出ている。このように米価の変動によって、例えば値段が下がってしかも負担する金額が変わらなければ個々の農民はより多くの米を用意する必要がある、逆に値段が上昇すれば、用意する米は少なくて済むのである。

そこで、ここでは仙台藩・狐禅寺村の買米値段及び角田本町の売買値段の動きを見ることにしたい。表5では、金1切に対する米の相場を斗で示しているが、すでに仙台藩の買米値段については、地方米価の研究者として著名な岩橋勝によって以下のように説明されている。

すなわち、「仙台は原データが御買米価格で、たぶん領内米価統制のため

表5. 仙台藩・狐禅寺村の買米値段・角田本町の売買値段

	仙台藩	狐禅寺村	角田本町
寛政8	5	4.28	3.7
寛政9	4.9	4.5	3.3
寛政10	4.9	4.42	4
寛政11	5.5	4.42	5
寛政12	5.2	4.91	4.3
享和元	5.25	4.67	4.5
享和2	4.75	4.3	4.3
文化元	6	5.9	6
文化2	6	5.8	5.5
文化3	5.8	5.8	5.8

(単位、金1切当たり斗)

低く設定されている懸念もあるが、(中略) おおむね江戸米価の50~60%低い水準で推移し、しかも水準差が安定しているのは、つねに江戸米価の動向とにらみ合わせながら、仙台藩の御買米価格が決定されたことをしのばせよう」⁵⁾。

ところで、表によれば仙台藩の買米値段に対して、寛政8~文化2年までは、角田本町の値段が最も高く、次いで狐禅寺村の値段で、最も安いのが仙台藩値段であった。狐禅寺村では石巻までの輸送費などを考慮に入れば、なお値段は高くなるであろう。こうしてみると、一関藩の場合は仙台藩よりも買米制度によって得られる利益は少なかったかもしれない。価格の面では、本藩の仙台藩より支藩の一関藩の方が農民にとっては有利に作用したのではないかと推測される。

3 塩をめぐる諸問題

3.1 一関およびその周辺における塩の流通

一関藩においては、既述のように領内で実施されるさまざまな制度は、本藩である仙台藩に倣っており、塩に関するコントロールも同様であったと思われる。東北地方の内陸部に位置した一関地方において、生命維持にとっても日々の生活においてももっとも不可欠な塩が、どのようにして移入されたかを検討したい。

一関藩における塩の流通については、主として幕末期を中心にその状況を詳細に検討された大島英介によると、「塩専売は消費地の主体となる塩問屋および領民(消費者)の側からみる時、文政年間が一つの重要な転換期となったと考えられる」、また「仙台藩奥御郡としての北上川沿いの東磐井(東山)、西磐井、伊沢、江刺各郡への塩輸送路は二つある。一つは北上川舟運路、他は東山陸路である。前者は北上川舟運を利用して本吉郡、気仙郡の生産塩が石巻から艀(ひらた)によって廻行輸送され、後者は生産地たる塩場から陸路北上山脈を越えて駄送され」たとされている⁶⁾。

このように東北地方の内陸部への塩の流通には、流通ルートが2ルート存在

し、文政年間までは北上川左岸の東山地方は陸路が多く、右岸の西磐井・伊沢地方は舟運が多かったと推測されたのであるが、具体的に毎年どの程度の量の塩が一関地方にもたらされ、どのように配分されたかは明確にされていない。そこで、最初に一関およびその周辺に年間どれくらいの量の塩が移入し、それがどのように配分されたか見てみたい。

一関地方にもたらされた塩は、基本的には仙台藩領において生産されたもので、領主によって各村に割り付けられる割付塩と町などで小売される小売塩という2種類あったが、両塩とも完全に領主によってコントロールされた専売品であった。そのために領主は領内での塩の流通については極めて関心が高く、その流通状況を逐一報告させていたようである。狐禅寺村に残された各年の「御用留」には、年によって精粗は見られるが具体的な状況が判明するので、以下詳しく見ることにしよう。

史料9. 『寛政十一年未ノ正月狐禅寺村諸御用留帳』

二月七日見届（下線は筆者）

一問屋塩百七表

百拾壹表

内 五十壹表 黒沢 甚右衛門

六十表 久左衛門

此代百文

二月十五日

一塩五拾表 黒沢甚右衛門

二月廿四日

一塩貳百貳拾表 二ノ関町 善藏

百表 渡波

五拾表 鹿又

七拾表 渡者

此代貳百五十文 善右衛門受取

三月十九日

一塩五百四拾七表 黒沢甚右衛門

外貳拾五表送□□候 弥太郎 善藏

久左衛門

又四人分

一汐水四斗入 貳樽

一ヶ 壺斗五升入 八樽

一ヶ 八升入 貳樽

(中略)

三月廿九日□方

一塩貳百五拾表

内百貳拾表 久左衛門

百三拾表 甚右衛門

代貳百文

四月九日

一塩九拾表

三拾表 弥太郎

六拾表 同人

代百文 善右衛門受取

四月廿二日

一塩貳百表

百貳拾表 久左衛門

八拾表 善藏

五月三日太郎作方より申出候

一塩六拾貳表 久左衛門

此代

五月五日 善右衛門方より申出候

一塩貳百表 久左衛門

此代貳百文

六月十五日

一塩六拾表 甚右衛門

(中略)

八月十五日

一塩貳百四拾表

内百七十表 兵左衛門

七拾表 久左衛門

代貳百文受取

八月廿五日

一々貳拾壺表

九月十二日

一塩貳百三拾五表

百六拾五表 久左衛門

七拾五表 兵左衛門

九月十五日

一塩七拾五表 弥太郎

九月廿一日

一塩三拾表 黒沢甚右衛門

一汐水貳拾五樽 内四斗入 十八

壺斗五升入 七

右ハ湊町善三郎方より二ノ関町弥太郎方へ

売渡申候川通

(中略)

一塩五百式拾四表

十一月朔日川岸場見届 (下線は筆者)

百文受取

この史料は寛政11年の状況を示したものである。1年間にどの程度の塩およびその関連品(たとえば汐水など)が一関地方にもたらされ、それが地域内でいずれの塩問屋に引き渡されたか明らかとなる。この年は2,917俵の塩と37樽の汐水が移入され、その塩が黒沢村の甚右衛門・一関町の久左衛門・二関町の善藏や弥太郎そして山ノ目町の兵左衛門、以上5名の塩問屋に塩および汐水が配分されている。また、最初に記されている問屋塩はおそらく問屋に配分され小売りにまわされる小売塩と思われる。

こうした状況を、史料では「川岸場見届」と記載されていることから見て、塩の流通については村役人などが川岸場で見届け、それをメモするとともに、おそらく領主へ報告することが義務づけられていたのではないかと推測される。

また、同年の2月24日には二関町の善藏に配分された220俵の塩について、170俵が渡波の塩で、残り50俵が鹿又の塩と示され、移入された塩の生産地や移出先も思われる地名が明らかにされている。3月19日や9月21日には汐水が商品(その用途については今のところ不明)として売買されていたこともわかる。

ただ残された史料がメモということで、すべての状況を見届けて網羅しているという訳には行かない。このような限定的な部分を含んだ史料ではあるがその記載内容から、寛政末～文化末期にかけて具体的な状況が詳細にわかる年・数量を示すと以下のとおりである。寛政11年(不明部分を含む、2,917俵)、享和2年(1,830俵)、文化元年(1,841俵)、文化3年(1,071俵)、文化6年(1,040俵)、文化10年(1,080俵)、文化11年(1,560俵)、文化13年(1,051俵)。

このうち、寛政11年・文化元年・文化11年の3カ年の状況を示したのが、表6・表7・表8である。寛政11年には、不明の545俵分を除く2,372俵が一関町・二関町・山ノ目町・黒沢村の塩問屋に配分されている。とりわけ一関藩の

表 6. 寛政11年・一関および周辺の塩の流通（単位、俵）

	黒沢・ 甚右衛門	一関・ 久左衛門	二関・ 善蔵	二関・ 弥太郎	山ノ目・ 兵左衛門	不明	合計
2月7日	51	60					111
2月15日	50						50
2月24日			220				220
3月19日	136	136	136	136			544
3月29日	130	120					250
4月9日				90			90
4月22日		120	80				200
5月3日		62					62
5月5日		200					200
6月15日	60						60
8月15日		70			170		240
8月25日						21	21
9月12日		165			75		240
9月15日				75			75
9月21日	30						30
11月1日						524	524
合計	457	933	436	301	245	545	2917

表 7. 享和4・文化元年・一関および周辺の塩の流通（単位、俵）

	黒沢・ 甚右衛門	一関・ 久左衛門	二関・ 善七	二関・ 弥太郎	二関・ 五右衛門	山ノ目・ 兵左衛門	有壁・ 安右衛門	弥二郎	合計
2月29日	40								40
3月18日					500		380		880
4月2日	80	60		45					185
6月15日		40							40
8月27日		110			40		14		164
9月2日		40			20				60
8月17日				20		22		40	82
月日不詳			390						390
合計	120	250	390	65	560	22	394	40	1841

表 8. 文化11年・一関および周辺の塩の流通（単位、俵）

	一関・ 久左衛門	二関・ 善七	二関・ 弥太郎	山ノ目・ 兵左衛門	弥三郎	三十郎	不明	合計
2月18日		65		270				335
3月13日					80	100		180
3月29日	220	150				100		470
9月5日			70			100		170
10月16日		150				80	40	270
12月3日	80				55			135
合計	300	365	70	270	135	380	40	1560

城下町である一関町の塩問屋久左衛門へ約40パーセントと圧倒的な量が配分されているのである。この久左衛門はその後も表で明らかなように連年顔を見せる有力商人である。残りの60パーセントは二関・山ノ目・黒沢の塩問屋へ渡っている。

ところが文化元年になると、判明する塩の流通量は1,841俵と寛政11年に比べ500俵あまり減少しているが、寛政末のような一関町の久左衛門への圧倒的な配分というような現象は見られず、二関町の五右衛門・善七や有壁町の安右衛門など周辺部へ多く配分されるというように変化している。こうした傾向は、その後の文化11年の場合も同様に見られ、城下町よりもその周辺や農村部への配分が相対的に増えていったものと思われる。

そこで一関町周辺の農村部について、狐禅寺村の状況を見てみたい。

3.2 農村部の具体的な割付実態

一関周辺の農村部に塩がどの程度まわってきたか、狐禅寺村を事例にみても、狐禅寺村において塩の割付状況が具体的に判明するのは、寛政5年3月の以下の史料からである。

史料10.『寛政五年丑ノ正月狐禅寺村諸御用留』

百弍拾三人

一御塩六表 弍斗三升入 十右衛門組

百拾六人

一々五表半 太郎作々

百拾壹人

一々五表 惣左衛門々

百四拾壹人

一々六表半 太次右衛門々

九拾壹人
 一々四表 助兵衛々
 百貳拾人
 一々六表 八郎右衛門々
 六拾七人
 一々三表 庄次右衛門々
 メ七百六拾九人
 三拾六表 貳斗三升入
 メ九石一
 八石貳斗八升

この史料は、村内の7つの組に対して組に属する人数によって、1俵当たり2斗3升入の塩が何俵割り付けられたかを示している。この時は、もっとも多くの人数をもつ太次右衛門組に6俵半、逆にもっとも少ない庄次右衛門組には3俵と、所属する人数によって差は見られるが、合計769人に対して塩36俵すなわち8石2斗3升が割り付けられている。

このように狐禅寺村においては、例年その年の3～4月に領主から割り付けられる（実際はその後代金を支払うので、領主から購入することになる）塩を春渡塩と言い、同様にして9～10月にかけて割り付けられるものを秋渡塩と呼んでいる。つまりこの村では年に2回春と秋に塩が領主より割り付けられ、春渡塩の代金はおおむね6月頃に、また秋渡塩の代金は10月末から11月にかけて、領主が提示する価格で換算してそれぞれ代金を納入することになっている。

その結果、春・秋両時期の村における塩の組別割付量および組別割付人数などが判明することになるが、具体的に詳細な内容が明確になるのは、文化期以降である。享和4年（すなわち文化元年）になると、

史料11. 『享和四年子ノ正月西岩井狐禅寺村當諸御用留帳』

一人数百拾人 兵吉組
 外九人 山伏銀蔵留兵衛吉郎右衛門利右衛門引除
 一々百拾式人 弥四郎々
 外五人 □左衛門喜惣二万兵衛身壳茂右衛門
 一々百人
 外拾式人 肝入庄作小左衛門善兵衛五郎助
 (中略)

メ人数八百八人
 内三十八人 引除
 残人数七百七拾人
 春渡塩九石五斗 右人数ニ割
 壹人ニ付壹升式合三夕四毛つつ
 一塩壹石三斗六升 兵吉組
 此五俵ト壹斗壹升
 (中略)

メ塩九石五斗也
 此表廻三十八表

上記のように、寛政期には見られなかった組別割付人数について、組内の人数から除外される者が存在することと、組別割付数量において端数まで正確な計算がなされるようになるのが大きな変化である。その後の史料などからみて、村内での塩の割り付けにおいて除外される者は、山伏・寺・肝入・身壳・買夫望人（藩の費用で雇われ、仙台または江戸に上って使役される人夫のこと）などが除外対象者で、特に身壳および買夫望人は実際には村内に居住せず他地域に出ている者である。

そこで、寛政～天保期にかけての状況を示したのが表9である。表から明らかのように、狐禅寺村に割り付けられる塩の年間数量は、寛政期には少ない年

表9. 狐禅寺村の春・秋両期塩の割付量・割付人数（寛政～天保期）

	年間俵数	年間石数	春渡塩俵数	此石数	割付人数	秋渡塩俵数	此石数	割付人数
寛政5	98	n.a.	36	8.28	769	62	n.a.	n.a.
寛政5	70	n.a.	40	n.a.	771	30	n.a.	n.a.
寛政7	67	16.75	38	9.5	n.a.	29	7.25	n.a.
寛政9	83	20.75	44	11	n.a.	39	9.75	n.a.
寛政10	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	28	7	n.a.
寛政11	51	12.75	29	7.25	n.a.	22	5.5	n.a.
寛政12	n.a.	n.a.	42	10.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
享和2	51	15.25	40	10	n.a.	11	5.25	n.a.
文化元	68	17	38	9.5	770	30	7.5	768
文化2	68	17	38	9.5	782	30	7.5	782
文化3	68	17	38	9.5	805	30	7.5	n.a.
文化5	68	17	38	9.5	806	30	7.5	789
文化6	69	17.5	39	9.75	779	30	7.5	777
文化7	66	16.5	37	9.25	772	29	7.25	768
文化10	71	17.75	39	9.75	781	32	8	781
文化11	68	17	39	9.75	798	29	7.25	796
文化12	68	17	39	9.75	791	29	7.25	791
文化13	77	19.25	44	11	806	33	8.25	798
文化14	68	17	39	9.75	807	29	7.25	799
文政元	68	17	39	9.75	787	29	7.25	787
文政2	79	19.75	45	11.25	764	34	8.5	761
文政12	77	19.25	44	11	777	33	8.25	757
天保2	108	27	44	11	777	64	16	770
天保3	126	31.5	63	15.75	n.a.	63	15.75	n.a.
天保4	142	35.5	79	19.75	782	63	15.75	781
天保5	140	35	78	19.5	798	62	15.5	778
天保6	161	40.25	92	23	768	69	17.25	762
天保7	129	32.25	74	18.5	758	55	13.75	735

(注、斜体数字は推定値)

で51俵、多い年には98俵と年によって大きく変動していたことがわかる。しかし文化期になると、ほぼ70俵前後で安定した割り付けに変化している。ところが、文化末から文政期になると80俵弱と7～8俵増加し、天保期に入ると連年100俵を超えるようになり、とりわけ天保6年にはこれまでで最高の161俵に昇っている。天保期における割付数量の増加は目を見張るものがある。

こうした状況を割付人数との関係で見ると、文化期に比べ天保期には割付人数が減少しているにもかかわらず数量は大幅に増加しており、1人当たり

の割付数量はほぼ2.5倍になっている。このような大幅な1人当たり割付数量の増加の背景には、恐らく従来の村内における塩の消費パターンに大きな変化が見られ、これまでとは異なった塩の利用（たとえば川魚を保存するための塩の利用など）が推測される。

おわりに

以上のように一関藩領や狐禅寺村における米・塩をめぐる問題を検討してみると、米については、領主によって制定された買米制度が時間の経過にともなって、大きく変化していく経済変動（とくに米価の変動）にともなう領主財政の悪化によって、制度そのものの変容が見られたのである。こうした状況下において狐禅寺村では制度の枠内ではあるが、個々の農民はより有利な方向へ進むようとする努力が見て取れるのである。しかし制度そのものを否定するような動きは見られなかった。

また領主によってもたらされた貨幣も、先進地域で見られたような農村社会そのものを大きく変化させることにならなかった。これは、買米制度がそれと密接な関係を持つ年貢納入制度とリンクし、一度村にもたらされた貨幣のほとんどが再び領主によって回収されたためであろう。買米制度をより正確に理解するため、年貢納入制度との関連や地域における米市場との関連など明らかにしなければならぬ課題が残されている。

一方、塩をめぐる問題についても、寛政期には一関周辺にもたらされる塩の数量が3,000俵近くと多く、そのうち城下町一関町の有力な塩問屋に配分される比重が高かったけれども、文化期になると1,000俵程度に減少するとともに、一関町以外の周辺部への配分が相対的に増加している。

こうした変化は、領主によってコントロールされた制度が文政・天保期にかけて災害や飢饉などの発生によって大きく動揺したために生じたのであろう。とりわけ商品・貨幣経済の展開があまり顕著に見られなかった東北地方に

おいても、徐々にではあるが確実に近世後期には商品・貨幣経済の進展がみられるようになる。買米制度や塩の専売制度を成り立たせた重要な条件として、村における貨幣獲得機会の増加が考えられるのであるが、この点も今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿は、2006年度科学研究費補助金・基盤研究 [A] 「19～20世紀東北日本の前近代型出生・生存・移動・死亡パターンの歴史人口学的研究」（研究代表者・高木正朗）による研究成果の一部であり、2006年10月28日に開催された第79回日本社会学会大会（立命館大学）での報告に修正・加筆したものである。

注

- 1) 平 重道「仙台藩の江戸廻米について」（東北大学教育教養部『地域社会研究』6 輯、283頁、1954年）
- 2) 仙台市史編さん委員会『仙台市史』通史編4 近世2、288-297頁、2003年）
- 3) 米・大豆など現物を負担しない農民へも買米金が配分されているのは、買米制度とは別系統の年貢納入制度と深く関連しているためである。米以外に取り立てて貨幣が獲得できる商品作物を生産していない地域では、領主に納めるべき年貢の金納部分の貨幣をどのように調達するかは大きな問題である。その貨幣の調達を買米制度によって、領主自らが行ったのが狐禅寺村における買米制度であろう。
- 4) 平 重道「仙台藩領農村の崩壊」（『東北史の新研究』復刊、214頁、1983年）
- 5) 岩橋 勝『近世日本物価史の研究—近世米価の構造と変動—』大原新生社、385-386頁、1981年）
- 6) 大島英介「幕末における仙台藩の塩問屋—塩専売制度の基礎—」（『仙台藩農村社会史』北上書房、3 頁、1969年）

参考文献

- 仙台郷土研究会 [1991] 「仙台藩歴史用語辞典」（『仙台郷土研究』復刊第16巻第1号）
齊藤鋭雄 [1985] 「仙台藩買米制に関する一考察—後期買米を中心に—」（『流域の地方史』雄山閣）
土屋喬雄 [1981] 『封建社会崩壊過程の研究』象山社